

書類の準備はお早めに、期限内の申告を

税の申告受付

7年分の所得税の確定申告と住民税の申告を受け付けます。

問市民部 税務課 ☎ 81-2119

受付期間 2月13日(金)～3月13日(金) ※平日のみ受付

●申告日程・会場

混雑緩和のため地区ごとの受付日を設定しています。
都合がつかない場合は、会場ルートの範囲内で調整をお願いします。

●受付時間

午前 9時～11時30分、午後 1時～3時30分
午前中は混雑が予想されるので、午後の受付がおすすめです。

日程／ルート			滝根・大越ルート		都路・常葉ルート		船引ルート		郡山税務署の申告会場	
月	日	曜	会場	地区	会場	地区	会場	地区	会場	地区
2月	13	金	滝根行政局（1階特設会場）	神保	岩井沢	美山・要田	市役所	美山・要田	●日時	令和8年1月1日現在の住所は田村市ですか？
	16	月		神保	岩井沢	美山・要田	→	美山・要田	②主に年金収入	はい
	17	火		神保	岩井沢	美山・要田	→	瀬川・芦沢	①非課税収入のみ（遺族、障害年金、失業給付金など）	いいえ
	18	水		菅谷	古道	瀬川・芦沢	→	瀬川・芦沢	②主に給与収入	はい
	19	木		菅谷	古道	移・七郷	→	移・七郷	③主に給与収入	いいえ
	20	金		菅谷	古道	移・七郷	→	移・七郷	①～③以外の収入	はい
	24	火		菅谷	古道	移・七郷	→	移・七郷	①～③以外の収入	いいえ
	25	水		広瀬	古道	春山	→	春山	所得金額が所得税の控除額より多い場合（所得税がかかる場合）	はい
	26	木		広瀬	西向・山根	下里	→	下里	所得金額が所得税の控除額より少ない場合（所得税がかからない場合）	いいえ
	27	金		広瀬	西向・山根	今泉	→	今泉	【確定申告】	【住民税申告】
3月	2	月	大越行政局（2階特設会場）	早稲川・牧野・栗出	西向・山根	小沢・板橋	→	小沢・板橋	【確定申告】	【住民税申告】
	3	火		早稲川・牧野・栗出	西向・山根	北区・栄町	→	北区・栄町	【確定申告】	【住民税申告】
	4	水		西向・山根	西向・山根	大町・中町	→	大町・中町	【確定申告】	【住民税申告】
	5	木		下大越	関本・堀田	上町	→	上町	【確定申告】	【住民税申告】
	6	金		下大越	関本・堀田	船引全地区	→	船引全地区	【確定申告】	【住民税申告】
	9	月		下大越	常葉					
	10	火		上大越	常葉					
	11	水		上大越	常葉					
	12	木		上大越	常葉					
	13	金		上大越	常葉					
	16	月		常葉	常葉					

**確定申告はマイナンバーカードを使って
自宅で簡単・便利な電子申告がオススメ**

スマホやパソコンで自宅にいながら、確定申告書の作成・申告ができます。申告期間中は、24時間待ち時間なくいつでも利用できるので、空いた時間に申告ができ、大変便利です。

【e-Tax・作成コーナーヘルプデスク】

☎ 0570-01-5901

受付時間：午前 9時～午後 5時（平日のみ）

ステップ1 → ステップ2

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成

e-Tax で電子送信

国税庁 確定申告



あなたは申告が必要？不要？

フローチャートでチェック！

フローチャートは、一般的な例を示しています。

ご自身の状況によっては、変わるものもありますので、ご不明な点はお問い合わせください。納めすぎた所得税の還付申告をする場合は、下表にかかわらず確定申告が必要です。

【申告できる会場】

確定申告…郡山税務署会場、市各会場
住民税申告…市各会場のみ

スタート

令和8年1月1日現在の住所は田村市ですか？

はい

いいえ

田村市への申告は必要はありません。

- ①住宅ローン控除を初めて申告する。
- ②青色申告をする。
- ③土地・建物・株式の譲渡所得（国・県・市への売却を除く）や先物取引、仮想通貨、山林所得の申告をする。
- ④贈与税、消費税の申告をする。
- ⑤難損控除・繰越損失の申告をする。
- ⑥外国税額控除を受ける。
- ⑦亡くなった方の申告をする。
- ⑧令和6年分以前の申告をする。

- ・田村市外に住む親族の税法上の扶養になっている。
- ・税法上、誰の扶養にもなっていない。

- 田村市に住む親族の税法上の扶養になっている。
- 年金収入のみで年間148万円以下（65歳未満は98万円以下）
- 年金収入のみで年間148万円（65歳未満は98万円）を超えて400万円以下
- 年金収入以外の所得が20万円を超える
- 年金収入のみで年間400万円を超える

- ・年末調整が済んでいない
- ・年末調整の内容に変更がある
- ・追加の控除を受ける
- ・2カ所以上から給与をもらっている
- ・給与収入が2,000万円を超える

- 給与収入以外の所得が20万円を超える
- ①～③以外の収入
- ・事業収入
・営業・農業など
・不動産収入
・雑所得
・副業収入など
- 所得金額が所得税の控除額より多い場合（所得税がかかる場合）
- 所得金額が所得税の控除額より少ない場合（所得税がかからない場合）

【確定申告】
郡山税務署会場（南東北総合卸センター）で申告してください

【住民税申告】
【申告不要】

【住民税申告】
【確定申告】

【確定申告】
【住民税申告】

【住民税申告】